

特例公債法案の不成立に伴い、国の予算執行全体が抑制されている影響で、日本 NGO 連携無償資金協力（N 連）の新規案件の審査や契約が停止し、当該スキームを利用して海外で事業を行う NGO に影響が出ている。

JANIC が緊急に会員団体に対して実態調査を行った結果、11 団体から回答を得た。主な意見は、以下の通り。

【 懸念事項 】

- ・ 国の予算全体について執行を抑制しており、外務省においても N 連だけ特別扱いをすることはできないという事情は了解しているが、一方で継続して事業を行っている NGO にとっては、資金が中断する期間が生じることなどから大きな影響を受けている。
- ・ 特に、雨季の始まりによって施設建設に支障をきたしたり道路事情が悪い地方での活動が制限されるなど、時期を逃すと大きなダメージを受けるという事例も見られる。

（１）継続事業

- ・ 日本人スタッフ・現地人スタッフは長期雇用契約を結んでいるため、スタッフを解雇できない。そのため、人件費、事務所家賃など管理費がすべて自己負担となる状態。組織全体の財政状態にもかなり悪影響が出ることが既に見込まれている。
- ・ 計画していた井戸掘削のうち、大半を N 連事業として実施予定だったため、対象村において井戸掘削ができない。それにともない、現地事務所および東京事務所で、当事業の担当者への人件費もその他の資金より捻出しなければならない。
- ・ ラオスの地方で活動することが出来るのは、10 月から 3 月までの乾期に限られる。10 月開始の事業が遅れることで、年間計画を全面的に見直さざるを得なくなった。プロジェクトの遅れもさることながら、人件費、管理経費が途切れるため、経営的な問題も生じている。契約の時期がいつかが分からないことが一番の問題だと考えている。

（２）新規事業

- ・ 申請書に記載の事業開始時期である 2012 年 11 月 1 日に事業を開始できない場合、一ヶ月遅延するごとに事業に従事する予定の日本人スタッフの人件費に関して団体の自己資金により負担する必要があるが生じる。
- ・ 実施が遅れることで、事業実施コミュニティの住民・政府関係者の信用を失いかねない。
- ・ 申請予定の事業はインフラの建設を含んでおり、その実施は乾季（4～10 月）に完了させる予定であった。しかし、実施時期が遅延することで、建設期間が雨季にかかってしまう可能性が高くなった。その場合、洪水で道路が通れなくなる等の影響が考えられるため、建設が予定期間内に適切に完了できない可能性が高くなり、それ以外の活動に支障が生じる。

【 要請事項 】

- ・ 個別案件の事情をこれまで以上に考慮し、特に継続事業に関しては審査プロセスを進めていただきたい。
- ・ 今後年度内に特例法案が可決した場合、年度内にこれまでの遅れを取り戻せる可能性について、見通しをお示しいただきたい。たとえば、11～2 月の各月であった場合、どのようなタイミングで審査・採択が進むのか。